

宇治田原町談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1. 情報の記録・調書の作成

入札執行の前後に入札談合に関する情報があった場合には、別途定める談合情報調書（以下「調書」という。）により聞き取ることとし、直ちに宇治田原町入札等委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報することとする。

報道機関等からの間接情報の場合には、報道活動に支障のない範囲で談合情報の出所、その情報を直接に受けた人を含めて、情報の入手経路を明らかにするよう要請し、聴取、記録することとする。なお、公正取引委員会並びに警察（以下「公正取引委員会等」という。）へ通報する旨を伝えることとする。

また、新聞等の報道により情報を把握した場合も、報道に基づき調書を作成し、報告を行うこととする。

2. 報告

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容をまとめ、速やかに委員会の長（以下「委員長」という。）に報告を行うこととする。

なお、事務局において新聞報道等により談合情報を把握した場合も、報道に基づき調書を作成し、報告を行うこととする。

3. 委員会の招集及び審議、役割

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合は、速やかに委員会を招集、開催し、当該情報の信憑性及び第2以下の手続きによることが適切か否かについて審議のうえ判断を行い、当該情報に対しての処理方法を決定する。

また、第2以下の手続きにより処理を行うと決定した場合は、委員会が公正取引委員会等への通報、入札の延期等の指示、各段階における対応方法等の決定を行い、事情聴取の実施等の調査、処理を行うこととする。

4. 公正取引委員会等への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次公正取引委員会等へ通報することとする。

5. 入札監視等委員会への通報

談合情報とその対応については、入札監視等委員会へ適宜報告することとする。

6. 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において、報道機関から発注者としての対応について説明を求められた場合には、委員会での決定事項に基づいて対応することとする。また、

談合情報については、公正取引委員会等へ通報している旨を明らかにすることとする。

第2 具体的な対応策

談合情報があった場合には、原則として、次に従って対応することとする。

なお、詳細な手順等は、第3に従って行うこととする。

1. 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会等への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等に通報する。

(2) 談合の事実が認められると判断した場合の対応

① 明らかに談合の事実があったと判断した場合は、「宇治田原町競争入札心得」第23条を適用し入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会等へ報告することとする。

② 入札を中止する場合は、公正取引委員会等の意見を聞くが、原則として速やかに公表する

③ 公正取引委員会等から、捜査・調査の支障となる等の理由で、報道機関に発表することを控えるよう依頼があった場合にはこれを尊重する。

この場合においても、報道機関への公表は、入札・契約事務の透明性の確保、第三者によるチェック機能を確保する意味で重要であるので、解禁日の設定等に配慮しての発表を行うことを原則とする。

④ 発注者としての調査は、公正取引委員会等との連携を前提とし、調査、捜査の支障とならないように配慮しながら行うこととする。調査内容は、落札予定業者からの事情聴取、その他必要な裏付けの事情聴取とする。

(3) 談合の事実があったと判断できない場合の対応

① 入札までの処理

談合情報の信憑性について判断した結果、入札を執行する予定の場合には、報道機関への発表は入札執行後速やかに行うこととする。また、事前情報と入札結果が一致した場合には、その旨も含めて入札執行後速やかに発表を行う。

なお、競争参加業者の事情聴取は、談合のやり直し機会を与えることとなる恐れがあるので、入札執行前には行わない。

② 入札の執行

この場合、原則として入札を執行する。

入札の執行にあたっては、入札場において、入札執行時に、談合の事前情報があることを伝え、不正行為が判明した場合は入札結果を無効にすること、契約後においても契約を解除することを明確に伝えた上で入札を執行する。

③ 発注者としての事実の調査と対応

ア 談合情報と入札結果が一部でも一致した場合

a 事前情報と入札結果が一部でも一致した場合には、発注者として事実調査のため、事情聴取を行う。

- b 事情聴取の結果、入札参加者のうち1人でも談合等不正行為の事実を認めた場合には、落札を無効とし、契約を締結しない。
 - c 入札参加者が談合等不正行為の事実を認めず、談合等不正行為が確認できなかった場合には、契約を締結する。
 - イ 談合情報と入札結果が一致しなかった場合
この場合は、落札者を確定し契約を締結する。
 - ウ 入札の執行後の措置
入札結果、事情聴取の結果、事前情報を公正取引委員会等に事前連絡をしていた場合には事後の結果について、公正取引委員会等へ報告する。
また、必要と認められる場合は報道機関に公表する。
- ④ 手続き
落札決定した場合は、通常の事務手続きにより処理する。

2. 入札執行後に談合情報を把握した場合

(1) 契約締結以前の場合

- ① 公正取引委員会等への通報
談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ通報し、併せて入札（見積）執行書の写しを送付することとする。
- ② 談合の事実が認められると判断した場合の対応
 - ア 事情聴取
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこととする。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付することとする。
 - イ 談合の事実があったと認められる確証を得た場合の対応
事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる確証を得た場合には、「宇治田原町競争入札心得」第24条第(10)を適用し、入札を無効とする。また、その旨を公正取引委員会等に通報することとする。
- ③ 談合の事実があったと判断できない場合の対応
事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結することとする。また、誓約書の写し及び入札（見積）執行書の写しを公正取引委員会等へ送付することとする。

(2) 契約締結後の場合

- ① 公正取引委員会等への通報
談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会等へ通報し、併せて入札（見積）執行書の写しを公正取引委員会等へ送付することとする。
- ② 談合の事実が認められると判断した場合の対応
入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこととする。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会等へ送付することとする。

なお、事情聴取以後に、談合等不正行為が公正取引委員会等によって立件された場合は、次の各段階に応じて対応することとする。

ア 工事施工中の場合

工事施工中に談合等不正行為があったことが判明した場合には、原則として、誓約書の不正行為等の場合の甲の解除権を行使し、契約を解除する。残りの工事を再度入札等により発注する。残工事の量が少なく、残工事を再発注するのが不合理である場合には、解除権を行使しない。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会等へ通報することとしている。

なお、この場合は、公正取引委員会の審決後に、損害賠償請求の訴えを提起する。

さらに、競争入札参加資格の停止に関する要領により該当する措置を行う。

イ 工事完了後

公正取引委員会の審決後に、損害賠償請求の訴えを提起する。

さらに、競争入札等参加資格の停止に関する要領により該当する措置を行う。

第3 個別手続きの手順等

第2に定める事情聴取等の手続きについては、次に掲げる事項に留意して行うこととする。

1. 談合情報調書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の談合情報調書にまとめることとする。

2. 公正取引委員会等への通報等

(1) 公正取引委員会等への通報は、町長名によって行うこととする。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所であり、警察の窓口は、京都府田辺警察署である。

(3) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2を使用することとする。

なお、通報等の内容について公正取引委員会等から問い合わせがあることも予想されるため、事務局は提出した資料の範囲内での的確な対応ができるよう内容について整理しておくこととする。

(4) 公正取引委員会等へは、手続きの各段階で入札（見積）執行書の写し、事情聴取書、誓約書等を送付するものであるが、入札から事情聴取までの手続き等を引き続いて行う場合には、これらを一連の手続き終了後にまとめて送付することができることとする。

3. 入札執行時の注意事項等の伝達方法

入札の執行に際して注意事項を伝達する場合及び入札執行後談合情報と入札結果が一部でも一致した場合の事情聴取の実施に関する注意事項を伝達する場合は、別紙1を参考として、注意事項を読み上げるものとする。

4. 工事費内訳書のチェック

担当課の積算担当者が談合の形跡がないかを入念にチェックするものとする。

5. 事情聴取の方法

(1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこととする。

(2) 事情聴取は、入札者及び経営責任者に対して、あらかじめ別記様式第3-1、同3-2を参考とした事情聴取項目を通知した上で1人ずつ個別に行うこととする。

(3) 聴取結果については、別記様式第3-1又は同3-2により事情聴取書を作成することとする。

6. 誓約書の提出について

誓約書については、誓約書を公正取引委員会等に送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させることとする。

別記様式第1（裏）

情報の内容（詳細）

① 情報入手の経路 ② いつ、だれが、どこで、なにを、したか？

* 実名の場合

公正取引委員会・警察に実名で報告することを伝えること。

文 書 番 号
日 付

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所長 様
(京都府田辺警察署刑事課長 様)

京都府綴喜郡宇治田原町長

談合情報に関連する資料の送付について

本町発注の下記案件に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

記

対象案件

送付資料

1. 談合情報調書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札執行書 (写)
5. 入札に関する連絡 (実施、無効、延期、中止)
(該当するものに○印をすること)

事情聴取書（談合是認）

件 名	
事情聴取を受けた者	
日 時	
場 所	
事 情 聴 取 者	
＜談合の経過等詳しい状況及び内容について述べてください＞	

事情聴取書（談合否認）

件名	
事情聴取を受けた者	
日時	
場所	
事情聴取者	
1. 今回の入札に際して、落札しようとする意志を持って参加されましたか？	
2. 今回の入札額の設定に際して、社内において積算されましたか？	
3. 応札額・積算金額等について、社外の誰か（他の参加者、町職員）と情報交換をされましたか？また、誰かに強要されたりはしていませんか？	
4. 今回の入札に関して、何らかの事項について社外の誰かと協議されましたか？	
5. その他	

別紙 1

入札執行時の注意事項

○ 入札会場での伝達事項・手順

- ① 「ただいまから、〇〇〇〇〇〇の入札を始めます。

入札に先立ち、確認を行います。

本件の入札に関して、「談合情報」が寄せられています。

ここに参加されている方で、本件に関して談合等の不正行為を聞いたり、自らが関わったという方は、申し出てください。」

- ② 申し出等があった場合は、その場で「入札を中止する」ことを通告し、入札を中止する。

- ③ 申し出等がない場合は、その旨の確認を行い

「これより入札を執行いたします。

ただし、入札執行後に、談合等の不正行為が判明いたしました場合は、落札決定の取り消し、契約締結後の場合は契約解除の手続きをとります。

また、公正取引委員会及び警察へは、談合情報が寄せられたことをすでに通報しておりますし、この入札結果についても両機関に速やかに通報いたします。

さらに、入札結果が談合情報と一部でも一致した場合は、本日の参加者及び経営責任者に対して事情聴取を行い、その結果を公正取引委員会及び警察に通報するとともに報道機関に対しても連絡を行うことといたします。

以上のことを承知の上で入札に参加してください。では、準備のできた方から、投函願います。」と通告して、入札を執行する。

○ 談合情報と入札結果が一致した場合

ただいま落札決定されましたが、談合情報と一部（全部）が一致する結果となりました。

入札執行前にも伝達いたしましたように、本日の入札参加者並びに経営責任者に対して、本日の〇〇時より、ただいま配布いたします日程により、事情聴取を行います。

なお、事情聴取の結果、談合等不正行為があったと認められた場合は、ただいまの落札決定を取り消すことといたします。

また、事情聴取結果につきましては、公正取引委員会及び警察に通報するとともに報道機関に対して連絡を行うこととします。

誓 約 書

年 月 日

宇治田原町長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

今般、宇治田原町が発注した〇〇〇〇〇〇〇〇の競争入札に関し、私及び使用人等は、宇治田原町「宇治田原町競争入札心得」第11条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約いたします。

なお、本誓約内容について虚偽が判明した場合は、落札決定を取り消されても異議はありません。また、契約締結後にあつては、当該契約を破棄され、発注者の解除権に基づき契約書記載の違約金を請求されても異議はありません。請求に対して支払いを行います。さらに、今後の宇治田原町指名競争入札参加資格に関し、いかなる処分等の措置を講じられても異議はありません。

また、本誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

(参考) 宇治田原町「宇治田原町競争入札心得」第11条

公正な入札の確保等

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

誓 約 書

年 月 日

宇治田原町長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

今般、宇治田原町が発注した〇〇〇〇〇〇〇〇の競争入札に関し、私及び使用人等は、宇治田原町「宇治田原町競争入札心得」第 1 1 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約いたします。

なお、本誓約内容について虚偽が判明した場合は、今後の宇治田原町指名競争入札参加資格に関し、いかなる処分等の措置を講じられても異議はありません。

また、本誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

(参考) 宇治田原町「宇治田原町競争入札心得」第 1 1 条

公正な入札の確保等

第 1 1 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。